

事業計画

I 畜産物の価格安定に関する業務

1 指定乳製品等

(1) 輸 入

本事業年度における指定乳製品等の輸入は、UR合意に基づくものに加え、乳製品の需給事情を勘案して、一定量について行うものとする。

(2) 売 渡 し

本事業年度においては、上記輸入に係る指定乳製品等の売渡しを行うものとする。

(3) 民間輸入分の買入れ・売戻し

UR合意に基づき、民間輸入に係る指定乳製品等の輸入について、買入れ及び売戻しを行うものとする。

2 指定食肉

(1) 買 入 れ

本事業年度における指定食肉の買入れについては、不測の事態に備え、一定額を計上するものとする。

(2) 売 渡 し

本事業年度においては、売渡しは行わないものとする。

3 畜産物の調整保管に対する助成

本事業年度においては、指定食肉及び鶏卵の調整保管の実施に必要な経費について助成を行うものとする。

II 債務保証業務

本事業年度においては、既存の保証先につき債務保証を行うものとする。

III 畜産助成業務

1 学校給食用牛乳供給事業に対する補助

学校給食用牛乳の供給の合理化、安定的需要の確保、消費量の拡大等に要する経費を補助するものとする。

2 指定助成対象事業に対する補助

本事業年度においては、指定助成対象事業に対し、補助を行うものとする。

IV 加工原料乳についての補給交付金交付業務

本事業年度における生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の限度として農林水産大臣が定める数量の範囲内において、加工原料乳 1 kg 当たり 10 円 74 銭の割合で補給交付金を交付するものとする。

V 肉用子牛についての補給交付金等交付業務

都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対して、肉用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金及び生産者積立助成金を交付するものとする。

VI 生糸の輸入調整に関する業務

1 生糸の売渡し

- (1) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律第 2 条の規定に基づく輸入によって保有する生糸について、生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められたときは、農林水産大臣の承認を受けて、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき売渡しを行うものとする。
- (2) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律第 2 条の規定に基づく輸入によって保有する生糸について、同法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、新規の用途又は販路等に向けるための売渡しを行うものとする。
- (3) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律第 2 条の規定に基づく輸入によって保有する生糸について、同法第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、その保有する生糸の保有期間が 180 日間を超えるに至った当該生糸の売渡しを行うものとする。

2 輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し

生糸の輸入に係る調整等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、輸入に係る生糸の買入れを行い、同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、生糸を買い入れた相手方に、その生糸の売戻しを行うものとする。

VII 繭糸生産流通合理化等助成対象事業

事業団法第 28 条第 2 項の規定に基づき、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他蚕糸業の振興に資するための事業についてその経費の助成を行うものとする。

- 1 蚕糸業経営安定対策事業
- 2 養蚕文化継承地域育成事業
- 3 製糸工場再編整備等事業
- 4 生糸等需要増進事業
- 5 生糸調整保管等事業
- 6 蚕糸業振興対策事業

VIII 砂糖価格調整業務

1 糖価調整事業

輸入に係る指定糖売買数量	969,100トン
異性化糖等売買数量	370,200トン
計	1,339,300トン

2 国内産糖価格調整事業

国内産糖交付金交付対象数量

(1) てん菜糖	159,900トン
(2) 甘しや糖（鹿児島県産）	13,800トン
(3) 甘しや糖（沖縄県産）	9,600トン
計	183,300トン

IX 砂糖生産振興事業

事業団法附則第11条第1項の規定に基づき、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業についてその経費の助成を行うものとする。

- 1 甘味資源作物生産流通合理化事業
- 2 砂糖生産流通合理化事業
- 3 砂糖需要増進事業

X 情報収集・提供業務

主要な畜産物、繭、生糸並びに砂糖及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。